

○ 一般職の職員給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）（第一条関係）

改正案

現行

2 第五条 俸給は、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号。以下「勤務時間法」という。）第十三条第一項に規定する正規の勤務時間（以下単に「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であつて、この法律に定める俸給の特別調整額、初任給調整手当、扶養手当、調整手当、研究員調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特勤手当（第十四条の規定による手当を含む。第十九条の十において同じ。）、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び期末特別手当を除いた全額とする。

2 第五条 俸給は、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号。以下「勤務時間法」という。）第十三条第一項に規定する正規の勤務時間（以下単に「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であつて、この法律に定める俸給の特別調整額、初任給調整手当、扶養手当、調整手当、研究員調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特勤手当（第十三条の三の規定による手当を含む。第十九条の十一において同じ。）、ハワイ観測所勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、期末特別手当及び義務教育等教員特別手当を除いた全額とする。

2 第六条 俸給表の種類は、次に掲げるとおりとし、各俸給表の適用範囲は、それぞれ当該俸給表に定めるところによる。

2 第六条 俸給表の種類は、次に掲げるとおりとし、各俸給表の適用範囲は、それぞれ当該俸給表に定めるところによる。

- 一 五 略
- 六 教育職俸給表（別表第六）
- イ 教育職俸給表（一）
- ロ 教育職俸給表（二）

- 一 五 略
- 六 教育職俸給表（別表第六）
- イ 教育職俸給表（一）
- ロ 教育職俸給表（二）
- ハ 教育職俸給表（三）
- ニ 教育職俸給表（四）

2・3 七 十 略

2・3 七 十 略

（研究員調整手当）
第十一条の八 科学技術に関する試験研究を行う機関のうち、研究活動の状況、研究員（研究職俸給表の適用を受ける職員（人事院規則で定める職員を除く。）及び指定職俸給表の適用を受ける職員（試験研究に関する業務に従事する職員に限る。）をいう。以下同じ。）の採用の状況等からみて人材の確保等を図る特別の事情があると認められる機関（第十一条の三第二項第一号の人事院規則で定める地域に所在する官署及び同号の人事院規則で定める官署を除く。）で人事院規則で定めるものに勤務する研究員には、研究員調整手当を支給する。

3|2| 略
4| 前二項に規定するもののほか、研究員調整手当の支給に關し必要な事項は、人事院規則で定める。
4| 第一項の規定により研究員調整手当を支給される職員が前三条の規定により調整手当を支給されるところなる職員である場合における研究員調整手当とこれらの規定による調整手当との調整に關し必要な事項は、人事院規則で定める。

（研究員調整手当）
第十一条の八 科学技術に関する試験研究を行う機関のうち、研究活動の状況、研究員（研究職俸給表の適用を受ける職員（人事院規則で定める職員を除く。）及び指定職俸給表の適用を受ける職員（試験研究に関する業務に従事する職員に限る。）をいう。以下同じ。）の採用の状況等からみて人材の確保等を図る特別の事情があると認められる機関（第十一条の三第二項第一号の人事院規則で定める地域に所在する官署及び同号の人事院規則で定める官署を除く。）で人事院規則で定めるもの（以下「特定試験研究機関」という。）に勤務する研究員には、研究員調整手当を支給する。
2| 研究員調整手当は、特定試験研究機関以外の機関で共同研究等により特定試験研究機関との有機的な連携が図られている機関（第十一条の三第二項第一号の人事院規則で定める地域に所在する官署及び同号の人事院規則で定める官署を除く。）として人事院規則で定めるものに勤務する職員のうち教育職俸給表（一）の適用を受ける職員（人事院規則で定める職員を除く。）及び指定職俸給表の適用を受ける職員（教育研究に関する業務に従事する職員で人事院の定めるものに限る。）にも支給する。
4|3| 略
5| 前三項に規定するもののほか、研究員調整手当の支給に關し必要な事項は、人事院規則で定める。
4|3| 第一項又は第二項の規定により研究員調整手当を支給される職員が前三条の規定により調整手当を支給されるところなる職員である場合における研究員調整手当とこれらの規定による調整手当との調整に關し必要な事項は、人事院規則で定める。

2 第十四条 略

2 第十三条の三 略
（ハワイ観測所勤務手当）
第十四条 官署を異にする異動により国立学校設置法（昭和二十四年法律第五十号）第九条の二第一項に規定する大学共同利用機関に置かれる観測所でアメリカ合衆国のハワイ島に所在するものに勤務することとなつた職員には、ハワイ観測所勤務手当を支給する。
2| ハワイ観測所勤務手当の月額は、俸給及び第十一条第二項に規定する扶養親族のうち職員と同居する扶養親族（人事院規則で定めるこれに準ずる扶養親族を含む。）に係る扶養手当の月額の合計額に百分の八十を乗じて得た額（その額が二十五万円に満たないときは、二十五万円）の百分の七十五から百分の百二十五までの範囲内において人事院規則で定める額とする。
3| 第一項に規定する観測所に勤務する職員のうち、同項の規定によりハワイ観測所勤務手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事院規則で定める職員には、前二項の規定に準じて、ハワイ観測所勤務手当を支給する。
4| 前三項に規定するもののほか、ハワイ観測所勤務手当の支給期間その他ハワイ観測所勤務手当の支給に關し必要な事項は、人事院規則で定める。

第十九条の九 義務教育諸学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の小学部若しくは中学部をいう。）に勤務する

(特定の職員についての適用除外)
第十九条の九 略

3|2| 略
第十九条の三から第十一条の二まで、第十一条の四から第十一条の九まで、第十二条の二、第十三条の二及び第十四条の規定は、再任用職員には適用しない。

(俸給の特別調整額、扶養手当、調整手当等の支給方

(法)
第十九条の十 略

2| 教育職員には、義務教育等教員特別手当を支給する。義務教育等教員特別手当の月額は、二万二百円を超えない範囲内で、職務の級及び号俸（再任用職員にあつては、職務の級）の別に応じて、人事院規則で定める。

3| 学校教育法に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程、幼稚園又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の高等部若しくは幼稚部に勤務する教育職員については、第一項に規定する教育職員との権衡上必要と認められる範囲内において、人事院規則の定めるところにより、義務教育等教員特別手当を支給する。

4| 第一項及び前項において「教育職員」とは、校長、教頭、教諭、助教諭その他の職員で人事院規則で定めるものをいう。

5| 前各項に規定するもののほか、義務教育等教員特別手当の支給に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

(特定の職員についての適用除外)
第十九条の十 略

2| 第十九条の三から第十一条の八まで、第十二条、第十二条の二、第十三条の二及び第十三条の三の規定は、第十四条第一項又は第三項の規定の適用を受ける職員には適用しない。

4|3| 略
第十九条の三から第十一条の二まで、第十一条の四から第十一条の九まで、第十二条の二、第十三条の二及び第十三条の三の規定は、再任用職員には適用しない。

(俸給の特別調整額、扶養手当、調整手当等の支給方

(法)
第十九条の十一 略

別表第六 教育職俸給表 (第六条関係)

イ 教育職俸給表(一)

Table with 6 columns: 職員の区分, 1級, 2級, 3級, 4級, 5級. Rows 1-38 showing salary ranges for various positions.

備考 この表は、大学及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに適用する。初等以下の職員の人事院規則で定めらるるものに適用する。

別表第六 教育職俸給表 (第六条関係)

イ 教育職俸給表(一)

Table with 6 columns: 職員の区分, 1級, 2級, 3級, 4級. Rows 1-34 showing salary ranges for various positions.

備考 この表は、大学に準ずる教育職俸給表人事院の指定するものに適用し、大学の研究の増進のための研究に専ら従事する職員の人事院規則で定めらるるものに適用する。

ロ 教育職俸給表(二)

Table with 6 columns: 職員の区分, 1級, 2級, 3級, 4級. Rows 1-35 showing salary ranges for various positions.

備考 (一) この表は、高等学校及びこれに準ずるもの、専修学校の指定するものに適用する。専修学校の専任職員は、本表の適用を受ける。この表の適用を受ける職員で人事院規則で定めらるるものの最終月額額は、この表の額に、500円を上げて適用した額とする。

ロ 教育職俸給表(二)

Table with 6 columns: 職員の区分, 1級, 2級, 3級. Rows 1-37 showing salary ranges for various positions.

備考 この表は、高等学校等学校に準ずる教育施設で人事院の指定するものに適用し、職業に必要な技術の修得を行う職員の他の職員の人事院規則で定めらるるものに適用する。

ハ 教育関係給表(三)

職員の 区分	職員の 考数	職員の数			
		1 級	2 級	3 級	4 級
1	147,400	—	—	270,000	400,100
2	153,600	162,900	—	283,600	408,800
3	160,800	171,200	—	297,400	417,200
4	168,700	180,200	—	311,100	425,600
5	—	191,100	—	324,600	433,200
6	177,700	198,000	—	337,800	441,600
7	187,700	205,000	—	347,900	449,200
8	194,300	212,400	—	358,000	456,400
9	200,900	220,300	—	368,200	463,200
10	207,500	231,300	—	377,000	470,000
11	214,200	242,800	—	385,400	476,900
12	221,100	254,400	—	393,400	484,000
13	228,400	266,700	—	401,200	490,400
14	235,600	279,400	—	408,700	495,600
15	242,600	292,500	—	416,100	499,500
16	249,700	306,100	—	423,300	—
17	256,200	319,500	—	430,000	—
18	262,600	332,100	—	436,600	—
19	269,100	342,000	—	443,100	—
20	274,900	351,800	—	448,900	—
21	280,200	361,700	—	454,300	—
22	285,100	370,000	—	459,900	—
23	289,800	378,200	—	463,100	—
24	293,900	385,800	—	466,800	—
25	297,300	392,600	—	469,900	—
26	300,600	398,900	—	472,700	—
27	303,900	404,600	—	—	—
28	306,300	409,800	—	—	—
29	308,100	414,600	—	—	—
30	309,900	419,400	—	—	—
31	311,600	424,100	—	—	—
32	313,300	428,100	—	—	—
33	315,000	432,300	—	—	—
34	—	436,200	—	—	—
35	—	439,800	—	—	—
36	227,100	442,200	—	347,200	420,800
責任 用職 員	—	—	—	—	—
合計	—	280,300	—	347,200	420,800

備考(一) この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので、人学院の指定するものに勤務する校長、副校長、教頭、教員、養護教諭、助教、養護教諭、助教その他の職員の給与で定めらるるものに適用する。

ニ 教育関係給表(四)

職員の 区分	職員の 考数	職員の数				
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1	—	204,000	—	252,700	—	452,200
2	169,500	212,300	—	265,600	—	461,600
3	180,100	220,800	—	278,300	—	471,600
4	191,400	230,200	—	292,200	—	485,800
5	202,800	239,500	—	306,400	—	497,000
6	209,700	251,900	—	320,200	—	508,200
7	217,000	264,200	—	335,200	—	519,500
8	224,800	276,600	—	350,100	—	529,800
9	232,600	289,100	—	365,100	—	538,000
10	240,700	302,100	—	376,000	—	546,100
11	249,000	314,900	—	386,400	—	556,900
12	257,200	327,700	—	396,900	—	565,900
13	265,200	340,500	—	406,500	—	572,900
14	272,700	353,100	—	415,600	—	580,400
15	280,300	365,000	—	423,900	—	588,400
16	287,500	370,900	—	431,900	—	590,000
17	294,600	379,700	—	439,300	—	—
18	301,300	388,000	—	446,400	—	—
19	307,600	397,600	—	452,500	—	—
20	313,200	403,800	—	457,800	—	—
21	318,400	411,600	—	462,800	—	—
22	323,200	419,000	—	467,500	—	—
23	328,000	428,100	—	472,200	—	—
24	332,200	432,200	—	476,900	—	—
25	336,100	437,400	—	480,400	—	—
26	339,500	442,400	—	483,600	—	—
27	342,000	447,000	—	486,900	—	—
28	344,300	451,700	—	—	—	—
29	346,900	456,400	—	—	—	—
30	349,600	459,800	—	—	—	—
31	352,200	463,000	—	—	—	—
32	354,700	466,100	—	—	—	—
33	357,100	—	—	—	—	—
34	359,500	—	—	—	—	—
35	362,100	—	—	—	—	—
36	364,700	—	—	—	—	—
37	367,200	—	—	—	—	—
責任 用職 員	—	301,700	—	326,800	—	403,600
合計	—	252,200	—	326,800	—	482,000

備考 この表は、高等専門学校及びこれに準ずるもので、人学院の指定するものに勤務する校長、教員、助教、副校長、副教頭、助手その他の職員の給与で定めらるるものに適用する。

現

行

別表第十 指定職俸給表 (第六条関係)

号	俸 給 月 額
1	573,000
2	636,000
3	704,000
4	783,000
5	843,000
6	906,000
7	991,000
8	1,069,000
9	1,146,000
10	1,227,000
11	1,301,000
12	1,328,000

備考 この表は、普通次官、外務の長、大学の学長、高等師範長、高等官又は高等官の長、裁判官又は裁判官の長、その他の官職に占める職員で人事院規則で定められたものに適用する。

改

正

案

別表第十 指定職俸給表 (第六条関係)

号	俸 給 月 額
1	573,000
2	636,000
3	704,000
4	783,000
5	843,000
6	906,000
7	991,000
8	1,069,000
9	1,146,000
10	1,227,000
11	1,301,000

備考 この表は、普通次官、外務の長、裁判官又は高等師範長、高等官又は高等官の長、その他の官職に占める職員で人事院規則で定められたものに適用する。

○ 国家公務員の寒冷地手当に関する法律 (昭和二十四年法律第二百号) (第二条関係)

改正案

(寒冷地手当の支給)

第一条 国家公務員法 (昭和二十二年法律第二百号) 第二条に規定する一般職に属する職員 (以下この条及び次条において単に「職員」という。) のうち、毎年十一月から翌年三月までの各月の初日 (次条において「基準日」という。) において次に掲げる職員のいずれかに該当する職員 (常時勤務に服する職員に限り、同法第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項の規定により採用された職員を除く。次条において「支給対象職員」という。) に対しては、一般職の職員の給与に関する法律 (昭和二十五年法律第九十五号) の次条において「一般職給与法」という。) に規定する給与のほか、予算の範囲内で寒冷地手当を支給する。

一 別表に掲げる地域に在勤する職員

二 別表に掲げる地域以外の地域に所在する官署のうちその所在する地域の寒冷及び積雪の度を考慮して同表に掲げる地域に所在する官署との権衡上必要があると認められる官署として総務大臣が定めるものに在勤する職員であつて同表に掲げる地域又は総務大臣が定める区域に居住するもの

(寒冷地手当の額)

第二条 前条第一号に係る支給対象職員の寒冷地手当の額は、次の表に掲げる地域の区分及び基準日における職員の世帯等の区分に応じ、同表に掲げる額とする。

現行

第一条 国家公務員法 (昭和二十二年法律第二百号) 第二条に規定する一般職に属する職員のうち、総務大臣が定める日 (以下「基準日」という。) において北海道その他寒冷の地域で総務大臣が定めるもの (以下「寒冷地」という。) に在勤する職員 (常時勤務に服する職員をい、同法第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項の規定により採用された職員 (以下「再任用職員」という。) 並びに一般職の職員の給与に関する法律 (昭和二十五年法律第九十五号) 以下「一般職給与法」という。) 第二十三条第一項から第三項まで及び第五項の規定により給与の支給を受けている職員並びに総務大臣が定める職員を除く。以下この条及び次条において同じ。) に対しては、一般職給与法に規定する給与のほか、予算の範囲内で寒冷地手当を支給する。基準日の翌日から総務大臣が定める日までの間に採用、異動等の事由により職員として寒冷地に在勤することとなつた者 (この条及び第二条の二の規定により寒冷地手当の支給を受けていた者並びに総務大臣が定める者を除く。) に対しても、同様とする。

第二条 北海道に在勤する職員の寒冷地手当の額は、基準額に、支給地域の区分及び基準日 (基準日の翌日から前条後段の総務大臣が定める日までの間に新たに職員となつた者にあつては、職員となつた日。以下同じ

地域の区分	世帯等の区分	
	世帯主である職員	その他の職員
一級地	三三、三六〇円	一四、五〇〇円
二級地	三三、三六〇円	一三、〇六〇円
三級地	三三、三六〇円	一三、〇六〇円
四級地	一七、八〇〇円	一〇、二〇〇円

備考 「扶養親族のある職員」には、扶養親族のある職員であつて別表に掲げる地域に居住する扶養親族のないものうち、一般職給与法第十二条の二第一項の規定による単身赴任手当を支給されるもの（総務大臣が定めるものに限る。）及びこれに準ずるものとして総務大臣が定めるものを含まないものとする。

2) 前条第二号に係る支給対象職員の寒冷地手当の額は、基準日における前項の表に掲げる職員の世帯等の区分に応じ、同表四級地の項に掲げる額とする。

3) 次の各号に掲げる職員のいずれかに該当する支給対象職員の寒冷地手当の額は、前二項の規定にかかわらず、

支給地域の区分	世帯等の区分	
	扶養親族のある職員	扶養親族のない職員
甲地	六六、五〇〇円	四四、三〇〇円
乙地	五二、六〇〇円	三三、四〇〇円
丙地	三六、六〇〇円	二二、五〇〇円

2) 北海道以外の寒冷地で総務大臣が定める地域に在勤する職員の寒冷地手当の額は、基準日に在勤する職員の世帯等の区分に応じ、世帯主である職員にあつては一万六千五百円（扶養親族のない職員にあつては、一万千円）、その他の職員にあつては五千五百円を超えない範囲内で総務大臣が定める額を加算した額とする。

3) 北海道及び前項の規定により総務大臣が定める地域以外の寒冷地に在勤する職員の寒冷地手当の額は、基準日に在勤する職員の世帯等の区分に応じ、世帯主である職員のうち、扶養親族が三人以上ある職員にあつては十六万三千七百円、扶養親族が一人又は二人ある職員にあつては十三万六千五百円、扶養親族のない職員にあつては八万二千円を超えない範囲内で総務大臣が定める額とする。

4) 前二項の規定する基準額は、基準日における職員の世帯等の区分に応じ、世帯主である職員のうち、扶養親族が三人以上ある職員にあつては十六万三千七百円、扶養親族が一人又は二人ある職員にあつては十三万六千五百円、扶養親族のない職員にあつては八万二千円を超えない範囲内で総務大臣が定める額とする。

4) 当該各号に定める額とする。

一 一般職給与法第二十三條第二項、第三項又は第五項の規定により給与の支給を受ける職員 前二項の規定による額にその者の俸給の支給について用いられた同条第二項、第三項又は第五項の規定による割合を乗じて得た額

二 一般職給与法附則第七項の規定の適用を受ける職員 前二項の規定による額からその半額を減じた額

三 前二号に掲げるもののほか、国家公務員法第八十二條の規定により停職にされている職員その他の総務大臣が定める職員 零

4) 支給対象職員が次に掲げる場合に該当するときは、当該支給対象職員の寒冷地手当の額は、前三項の規定にかかわらず、第一項又は第二項の規定による額を超えない範囲内で、総務大臣が定める額とする。

一 基準日において前項各号に掲げる職員のいずれにも該当しない支給対象職員が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、同項各号に掲げる職員のいずれかに該当する支給対象職員となつた場合

二 基準日において前項各号に掲げる職員のいずれかに該当する支給対象職員が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、同項各号に掲げる職員のいずれにも該当しない支給対象職員となつた場合

三 前二号に掲げる場合に準ずる場合として総務大臣が定める場合

5) 第一項の表に掲げる地域の区分は、別表のとおりとする。

5) 前条後段の規定により寒冷地手当の支給を受ける職員の寒冷地手当の額は、第一項から第三項までの規定にかかわらず、寒冷地手当の支給を受けることとなつた日における当該職員の世帯等の区分をもつて基準日における当該職員の世帯等の区分とした場合に算出されるこれらの規定による寒冷地手当の額の範囲内で、当該職員が当該寒冷地に在勤することとなつた日その他の事情を考慮して総務大臣が定める額とする。

6) 第一項の表に掲げる支給地域の区分は、別表のとおりとする。

第二條の二 寒冷地手当は、基準日において寒冷地に在

勤する一般職給与法第二十三条第一項から第三項まで及び第五項の規定により給与の支給を受ける職員（再任用職員及び総務大臣が定める職員を除く。以下この項において「有給休職者」という。）にも支給する。基準日の翌日から総務大臣が定める日までの間に有給休職者として寒冷地に在勤することとなつた者（第一條及びこの条の規定により寒冷地手当の支給を受けていた者並びに総務大臣が定める者を除く。）に対しては、同様とする。

2) 一般職給与法第二十三条第一項の規定により給与の支給を受ける職員の寒冷地手当の額は、前条第一項から第五項までの規定に準じて算出した額とし、一般職給与法第二十三条第二項、第三項及び第五項の規定により給与の支給を受ける職員の寒冷地手当の額は、前条第一項から第五項までの規定に準じて算出した額に、その者の俸給の支給について用いられた一般職給与法第二十三条第二項、第三項及び第五項の規定による割合を乗じて得た額とする。

第三条 第一条又は前条の規定により寒冷地手当の支給を受けた職員につき、総務大臣が定める期間内に、次に掲げる事由が生じた場合（総務大臣が定める場合を除く。）には、当該職員に、その事由が生じた日における当該職員の支給地域の区分、世帯等の区分等の寒冷地手当の額の算出の基礎となるべき事項をもつて基準日における算出の基礎とした場合に算出される寒冷地手当の額等を考慮して総務大臣が定める額を追給し、又は返納させるものとする。

一 寒冷地手当の額の異なる地域又は寒冷地以外の地域への異動

二 世帯等の区分の変更

三 職員でなくなること。
四 前三号に掲げるもののほか、総務大臣が定める事由

第四条 北海道及び第二条第二項の規定により総務大臣が定める地域以外の寒冷地に豪雪があつた場合においては、総務大臣が定める当該豪雪に係る地域に総務大臣が定める期間内に在勤する職員（総務大臣が定める職員を除く。）で第一条又は第二条の二の規定により寒冷地手当の支給を受けたものに、当該支給額のほか、七千五百円を超えない範囲内で総務大臣が定める額を寒冷地手当として支給する。

第五条 第二条から前条までに規定するものを除くほか、寒冷地手当の支給日、支給方法その他支給に関し必要な事項は、総務大臣が定める。

2 総務大臣は、第一条、第二条第二項、第四項及び第五項、第二条の二第一項、第三条、前条並びに前項に規定する定めをするについては、人事院の勧告に基づいてこれをしなければならぬ。

第六条 人事院は、この法律に定める給与に関して調査研究し、必要と認めるときは、国会及び内閣に同時に勧告することができる。

（総務大臣への委任）

第三条 前条に規定するもののほか、寒冷地手当の支給日、支給方法その他支給に関し必要な事項は、総務大臣が定める。

2 総務大臣は、第一条、前条第一項、第三項及び第四項並びに前項に規定する定めをするについては、人事院の勧告に基づいてこれをしなければならぬ。

（人事院の勧告等）

第四条 人事院は、この法律に定める給与に関して調査研究し、必要と認めるときは、国会及び内閣に同時に勧告することができる。

（防衛庁の職員への準用）

第五条 第一条、第二条（第三項第二号を除く。）及び第三条の規定は、国家公務員法第二条第三項第十六号に規定する職員について準用する。この場合において、これらの規定中「総務大臣」とあるのは「内閣総理大臣」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定

中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一条	同法第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項	自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第四十四条の四第一項、第四十四条の五第一項又は第四十五条の二第一項
第一条第一号	一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。次条において「一般職給与法」という。）	防衛庁の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）
第一条第一号	在勤する職員	在勤する職員及び当該地域に防衛庁長官の定める定係港を有する船舶に乗り組む職員
第二条第一項	掲げる額	掲げる額（政令で定める自衛官にあつては、同表に掲げる額の

第二条第一項の表備考	一般職給与法	防衛庁の職員の給与等に関する法律第十四条第二項において準用する一般職給与法
第二条第二項	掲げる額	掲げる額（政令で定める自衛官にあつては、同表四級地の項に掲げる額の二分の一に相当する額を超えない範囲内で内閣総理大臣が定める額）
第二条第三項第一号	一般職給与法第二十三條第二項、第三項又は第五項	防衛庁の職員の給与等に関する法律第二十三條第二項、第三項又は第五項
第二条第三項第	国家公務員法第	自衛隊法第四十

三 号	八十二 条	六 条
第三 条第二 项	人事 院の勅 告に基 づいて	一般 職に属 する 国家公 務員と の均 衡を考 慮して

第七条 この法律の規定は、国家公務員法第二条第三項第十六号に規定する職員について準用する。この場合において、この法律の規定中「総務大臣」とあるのは「内閣総理大臣」と、第一条中「同法第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項」とあるのは「自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第四十四条の四第一項、第四十四条の五第一項又は第四十五条の二第一項」と、「一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。以下「一般職給与法」という。）第二十三条第一項から第三項まで及び第五項」とあるのは「防衛庁の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号。第二十三条第一項から第三項まで及び第五項）」と、「一般職給与法」とあるのは「防衛庁の職員の給与等に関する法律に」と、第二条の二第一項中「一般職給与法第二十三条第一項から第三項まで及び第五項」とあるのは「防衛庁の職員の給与等に関する法律第二十三条第一項から第三項まで及び第五項」と、同条第二項中「一般職給与法第二十三条第一項」とあるのは「防衛庁の職員の給与等に関する法律第二十三条第一項」と、「一般職給与法第二十三条第二項、第三項及び第五項」とあるのは「防衛庁の職員の給与等に関する法律第二十三条第二項、第三項及び第五項」と、第五項第二項中「人事院の勅告に基づいて」とあるのは「一般職に属する国

21
家公務員との均衡を考慮して」と読み替えるものとす

る。
自衛官については、前項前段の規定にかかわらず、第一条後段、第二条第五項、第二条の二第一項後段及び第三条の規定以外のこの法律の規定を準用するものとし、この場合における読替えは、前項後段に定めるもののほか、次の各号に定めるところによる。

一 第一条前段中「定める日（以下「基準日」という。）（一）とあるのは「定める期間内」と、「に対しては」とあるのは「及び当該寒冷地に防衛庁長官の定める定係港を有する船舶に乗り組む職員（以下「乗組員」という。）に対しては」と読み替えるものとする。

二 第二条第一項及び第二項並びに第四条中「在勤する職員」とあるのは、「在勤する職員及び乗組員で政令で定める自衛官以外のもの」と読み替えるものとする。

三 第二条第一項中「及び基準日（基準日の翌日から前条後段の」とあるのは「及び」と、「までの間に新たに職員となつた者にあつては、職員となつた日以下同じ。」における」とあるのは「における」と読み替えるものとする。

四 第二条第二項及び第四項並びに第二条の二第一項前段中「基準日」とあるのは、「内閣総理大臣が定める日」と読み替えるものとする。

五 第二条第一項中「次の表に掲げる額」とあるのは、「次の表に掲げる額（内閣総理大臣が定める期間を通じて同）の条件で船舶に乗り組む職員（当該期間を通じて同一の条件で船舶に乗り組む乗組員を含む。）次項及び第四項において同じ。）で内閣総理大臣が定めるもの以外の職員にあつては、寒冷地に在勤する

別表（第一条、第二条関係）

一級地	地域の区分	地域
		北海道のうち 旭川市 帯広市 北見市 夕張市 釧路市 赤平市 士別市 名寄市 滝川市 砂川市 市 歌志内市 深川市 富良野市 後志支庁管内のうち 虻田郡 岩内郡のうち共和町 余市郡の

別表

甲地	乙地
旭川市 釧路市 帯広市 北見市 網走市 留萌市 稚内市 紋別市 士別市	名寄市 根室市 後志支庁管内 狩太町、真狩村、留寿都村、 喜茂別町、京極村、倶知安町及び赤井川村、 空知支庁管内 江部乙町、音江村、深川町、 妹背牛町、秩父別町、一己村、納内村、多度 志村、雨龍村、北龍村、沼田町及び幌加内町 上川支庁管内 留萌支庁管内 宗谷支庁管内 網走支庁管内 日高支庁管内 十勝支庁管内 釧路支庁管内 根室支庁管内

3|
日数、支給地域又は世帯等の区分の変更その他の事情に応じ、内閣総理大臣が定めるところにより算定した額」と読み替えるものとする。
六 第二条第二項及び第四項中「定める額」とあるのは、「一定の額（内閣総理大臣が定める期間を通じて同一の条件で在勤する職員で内閣総理大臣が定めるもの以外の職員にあつては、寒冷地に在勤する日数、世帯等の区分の変更その他の事情に応じ、内閣総理大臣が定めるところにより算定した額）」と読み替えるものとする。
七 第二条第三項中「在勤する職員」とあるのは、「在勤する職員及び乗組員並びに前二項の政令で定める自衛官」と読み替えるものとする。
八 第二条の二中「給与の支給を受ける職員」とあるのは、「給与の支給を受ける職員及び乗組員」と読み替えるものとする。
自衛官に対する寒冷地手当は、第四条の規定による額を除き、内閣総理大臣が定める期間内の各月に分割して支給する。

二級地	地域の区分	地域
		うち赤井川村 空知支庁管内のうち 空知郡のうち奈井江町及び上砂川町 樺 戸郡のうち浦臼町及び新十津川町 雨竜 郡 上川支庁管内 留萌支庁管内のうち 天塩郡のうち幌延町 宗谷支庁管内のうち 網走支庁管内 胆振支庁管内のうち 有珠郡のうち大滝村 勇払郡のうち早来 町、追分町、厚真町及び穂別町 日高支庁管内のうち 十勝支庁管内のうち 河東郡 上川郡のうち清水町 河西郡 広尾郡のうち忠類村及び大樹町 中川郡 足寄郡 十勝郡 釧路支庁管内のうち 川上郡 阿寒郡 白糠郡のうち音別町 根室支庁管内のうち 野付郡 標津郡のうち中標津町

二級地	地域の区分	地域
		北海道のうち 札幌市 小樽市 釧路市 岩見沢市 網走 市 留萌市 苫小牧市 稚内市 美唄市 江別市 紋別市 三笠市 根室市 千歳市 恵庭市 北広島市 石狩市

<p>四級地</p> <p>青森県 岩手県のうち 盛岡市 水沢市 花巻市 北上市 久慈市 遠野市 一関市 江刺市 二戸市 岩手 郡 紫波郡 稗貫郡 和賀郡 胆沢郡 西 磐井郡のうち 平泉町 東磐井郡のうち 大東 町、千厩町及び東山町 気仙郡 上閉伊郡 のうちの宮守村 下閉伊郡 九戸郡 二戸郡 宮城県のうち 古川市 刈田郡のうち七ヶ宿町 柴田郡の</p>	<p>三級地</p> <p>北海道のうち 函館市 室蘭市 登別市 伊達市 渡島支庁管内のうち 松前郡のうち 松前町 上磯郡のうち 上磯 町 亀田郡のうち 大野町、戸井町、恵山 町及び椴法華村 茅部郡 檜山支庁管内のうち 檜山郡のうち 江差町及び上ノ国町 爾志 郡 久遠郡 奥尻郡 瀬棚郡のうち 瀬棚 町 後志支庁管内のうち 古宇郡のうち 神恵内村 胆振支庁管内のうち 虻田郡のうち 虻田町 日高支庁管内のうち 静内郡 浦河郡 幌泉郡</p>
---	--

<p>石狩支庁管内 渡島支庁管内のうち 松前郡のうち 福島町 上磯郡のうち 知内 町及び木古内町 亀田郡のうち 七飯町 山越郡 檜山支庁管内のうち 檜山郡のうち 厚沢部町 瀬棚郡のうち 北 檜山町及び今金町 後志支庁管内のうち 島牧郡 寿都郡 磯谷郡 岩内郡のうち 岩内町 古宇郡のうち 泊村 積丹郡 古 平郡 余市郡のうち 仁木町及び余市町 空知支庁管内のうち 空知郡のうち 北村、栗沢町及び南幌町 夕張郡 樺戸郡のうち 月形町 留萌支庁管内のうち 留萌郡 留萌郡 苫前郡 天塩郡のうち 増毛郡 遠別町及び天塩町 宗谷支庁管内のうち 枝幸郡のうち 枝幸町 札文郡 利尻郡 胆振支庁管内のうち 虻田郡のうち 豊浦町及び洞爺村 有珠郡 のうちの 壮瞥町 白老郡 勇払郡のうち 鶴 川町 日高支庁管内のうち 沙流郡のうち 門別町 新冠郡 三石郡 様似郡 十勝支庁管内のうち 上川郡のうち 新得町 広尾郡のうち 広尾 町 釧路支庁管内のうち</p>

<p>備考 この表に掲げる名称は、昭和三十五年一月一日 における名称とし、同表に定める地域は、それら の名称を有するもの同日における区域を用いて 示された地域とし、その後におけるそれらの名称 の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変 更によつて影響されないものとする。</p>	<p>丙地</p> <p>函館市 渡島支庁管内のうち 乙地に含まれる地域以外 の地域 檜山支庁管内のうち 乙地に含まれる地域以外 の地域</p>	<p>石狩支庁管内 渡島支庁管内 長万部町 檜山支庁管内 瀬棚町、北檜山町及び今金町 後志支庁管内のうち 甲地に含まれる地域以外 の地域 空知支庁管内のうち 甲地に含まれる地域以外 の地域 胆振支庁管内 日高支庁管内のうち 甲地に含まれる地域以外 の地域</p>
--	--	---

沼田市	北群馬郡のうち伊香保町、吾妻郡のうち中之条町、長野原町、嬬恋村、草津町、六合村及び高山村、利根郡
新潟県のうち	長岡市、新発田市、小千谷市、十日町市
見附市	栃尾市、新井市、五泉市、上越市
中蒲原郡のうち	村松町、南蒲原郡のうち
下田村	東蒲原郡のうち津川町、上川村及び三川村
北魚沼郡	三島郡のうち越路町、古志郡
うち高柳町及び小国町	東頸城郡、刈羽郡のうち頸城
高村、板倉町、清里村及び三和村	西頸城郡のうち青海町、岩船郡のうち山北町
富山県のうち	上新川郡のうち上市町、下新川郡のうち宇奈月町、婦負郡のうち山田村及び細入村、東礪波郡のうち城端町、平村、上平村、利賀村及び井口村
石川県のうち	石川郡のうち鶴来町、河内村、吉野谷村、鳥越村、尾口村及び白峰村
福井県のうち	勝山市、吉田郡のうち上志比村
大野郡	今立郡のうち池田町、南条郡のうち今庄町
山梨県のうち	富士吉田市、東山梨郡のうち三富村及び大和村、東八代郡のうち芦川村、西八代郡のうち上九一色村、北巨摩郡のうち高根町、長坂町、大泉村及び小淵沢町、南都留郡の

群馬県のうち	日光市、上都賀郡のうち足尾町、塩谷郡のうち栗山村及び藤原町、那須郡のうち塩原町、飯館村
栃木県のうち	喜多方市、安達郡のうち大玉村、白沢村、岩代町及び東和町、岩瀬郡、南会津郡、北会津郡、耶麻郡、河沼郡、大沼郡、西白河郡、東白川郡のうち棚倉町及び鮫川村、石川郡、田村郡のうち三春町、大越町、都路村、常葉町及び船引町、双葉郡のうち川内村及び葛尾村、相馬郡のうち飯館村
福島県のうち	喜多方市、安達郡のうち大玉村、白沢村、岩代町及び東和町、岩瀬郡、南会津郡、北会津郡、耶麻郡、河沼郡、大沼郡、西白河郡、東白川郡のうち棚倉町及び鮫川村、石川郡、田村郡のうち三春町、大越町、都路村、常葉町及び船引町、双葉郡のうち川内村及び葛尾村、相馬郡のうち飯館村
山形県のうち	米沢市、新庄市、寒河江市、上山市、村山市、長井市、天童市、東根市、花沢市、南陽市、東村山郡、西村山郡、村山郡、最上郡、東置賜郡、西置賜郡、東田川郡のうち朝日村
秋田県のうち	能代市、横手市、大館市、湯沢市、秋田市、鹿角市、河辺郡、由利郡のうち矢本郡、南秋田郡、河辺町及び東由利町、仙北郡、由利町、鳥海町及び東由利町、雄勝郡
群馬県のうち	黒川郡のうち大和町及び大衡村、加美郡、志田郡のうち三本木町、玉造村、栗原郡のうち築館町、栗駒町、高清水町、一迫町、鷲沢町、金成町、志波姫町及び花山村

うち道志村、忍野村、山中湖村、鳴沢村及び富士河口湖町 北都留郡のうち小菅村及び丹波山村

長野県のうち
 長野市 松本市 上田市 岡谷市 諏訪市
 須坂市 小諸市 伊那市 駒ヶ根市 中野市 大町市 飯山市 茅野市 塩尻市
 佐久市 千曲市 東御市 南佐久郡 北佐久郡 小県郡 諏訪郡 上伊那郡のうち高遠町、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村及び長谷村 下伊那郡のうち阿南町、清内路村、阿智村、浪合村、平谷村、根羽村、売木村、泰阜村、大鹿村及び上村 木曾郡のうち木曾福島町、上松町、南木曾町、檜川村、木祖村、日義村、開田村、三岳村、王滝村及び大桑村 東筑摩郡 南安曇郡 北安曇郡 更級郡 埴科郡 上高井郡 下高井郡 上水内郡 下水内郡

岐阜県のうち
 高山市 飛騨市 揖斐郡のうち藤橋村及び坂内村 加茂郡のうち東白川村 恵那郡のうち川上村及び加子母村 大野郡 吉城郡

滋賀県のうち
 伊香郡のうち余呉町

兵庫県のうち
 美方郡のうち村岡町及び美方町

和歌山県のうち
 伊都郡のうち高野町

鳥取県のうち
 日野郡のうち日野町、江府町及び溝口町

島根県のうち

飯石郡のうち頓原町

岡山県のうち
 真庭郡のうち湯原町、新庄村、川上村、八束村及び中和村 苫田郡のうち上齋原村及び阿波村 英田郡のうち西粟倉村

広島県のうち
 山県郡のうち芸北町 比婆郡のうち高野町及び比和町

備考
 この表に掲げる名称は、平成十六年四月一日における名称とし、同表に定める地域は、それらの名称を有するものの同日における区域を用いて示された地域とし、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によつて影響されないものとする。